

蟹江町総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成24年3月6日(火)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	高 阪 康 彦	副委員長	安 藤 洋 一
	委員	戸 谷 裕 治	委員	松 本 正 美
	委員	菊 地 久	委員	中 村 英 子
	委員	吉 田 正 昭		
欠席委員	なし			
会議事件の 説明のため 出席した者	町 長	横 江 淳 一	副町長	河 瀬 広 幸
	総務部長	加 藤 恒 弘	総務部長兼 税務課長	服 部 康 彦
	総務課長	江 上 文 啓	民生部長	齋 藤 仁
	民生部次 長兼住 民課長	犬 飼 博 初	民生部次 長兼保 険課長	上 田 実
	民生部次 長兼高 齢課長	佐 藤 一 夫	子 育 推 進課長	鈴 木 利 彦
	教 育 長	石 垣 武 雄	教 育 部 次 長兼教 育課長 兼書 館長	鈴 木 智 久
	生涯学 習課長	川 合 保		
職務のため 出席した者	議 長	黒 川 勝 好	議 会 事務局長	松 岡 英 雄
	補 佐	伊 藤 恵 美 子	書 記	山 田 尚 徳
付託事件	議案第10号	公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例の一部改正について		
	議案第11号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校 体育施設開放に関する条例の一部改正に ついて		
	議案第13号	蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正 について		
	議案第14号	蟹江町介護保険条例の一部改正について		
	議案第16号	蟹江町民プールの設置及び管理に関する 条例の廃止について		
	議案第26号	蟹江町立福祉給食センター設置条例及び 蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正 について		

○委員長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

お手元に介護保険料一覧及び議案第16号に関する資料が配付してありますので、お願いいたします。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は6件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 高阪康彦君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いいたします。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序でございますが、お手元に配付した次第書に記されておりますように最初に総務に関する案件議案第10号の審査を行い、続いて教育に関する案件議案第11号及び議案第16号審査を行い、最後に民生に関する案件議案第13号、第14号及び第26号を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議はお手元に配付した次第により行います。

最初に、議案第10号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに審議に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

これには直接関係ないことかもしれませんが、シルバーに登録されている人の中で、先日、仕事がなかなか回ってこないとか、重複して同じ人たちが仕事をもらえるとかという

ようなことを思っている人がいるということで、特殊な能力を必要とする以外の人には、不公平感のないような仕事の割り振りの指導をお願いできないかなということをお願いしておきたいと思いますということで。直接これには関係ないんですけど、そういうことは町としてはなかなか指導は難しい。

○総務部長 加藤恒弘君

大変ご迷惑をおかけしておると思います。申しわけございません。そんなお話があればでございますが。

私どものほうのちょっと所管の分野が違いますので、こちらには民生の部長もおります。私どもはシルバーとはそういった内容関係、いろいろ調整することももちろんやっておりますので、そういった皆さんのご意見があるということでもありますので、きちっとお伝えして、今後そういうことに気をつけるようにご指導のほうさせていただきますのでお願いいたします。

○委員 戸谷裕治君

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、総務部長、次長、課長の退席を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前 9時03分)

○委員長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時05分)

○委員長 高阪康彦君

次に、議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに審議に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

別にこの条例改正はいいんですけれども、蟹江町内の地区スポーツ推進委員という制度をやっておりますよね。それで、ちょっとこの呼び名がスポーツ推進委員という呼び名なものだから、ちょっと紛らわしいというふうに思うんですけれども、といいますのは、うちの町内会の役員さんたちも、体育指導員なるものは何をしておるのか、地区スポーツ推進委員は何をしておるのか、ちょっとよく把握をしていない場合があつて、先日もちょっと相談ごとがあつたんですけれど、どういうことをしてどういう人たちですかみたいな質問があつたんですが、ちょっとその辺のネーミングのところでは紛らわしいんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか、その点は。

○生涯学習課長 川合 保君

地区スポーツ推進委員につきましては、この条例が成立した後ですが、名前のほうはちょっと変えさせていただきまして、地区スポーツ協力員という名前に変更します。

○委員 中村英子君

変更する。ああ、そうですか。それなら名前が、ネーミングがダブってちょっとややこしいと思いましたので、わかりました。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

○委員 松本正美君

今お話がありましたけれども、この地域のスポーツ推進委員ということで今度変わってくるわけなんですけれども、昨年、23年度にスポーツ基本法が改正されたわけなんですけれども、特に改正後については、スポーツ推進委員の役割というのは非常に今後重要になってくると思うんですが、従来どおりみたいなお話も若干あつたんですけれども、今後このスポーツ推進委員の役割というのはどのように変わっていくんですかね。改正されてから。

○生涯学習課長 川合 保君

これは法律上の名前が変更されたということで、行っていただくスポーツの推進、振興に関しての内容につきましては、何ら変わることはございません。今までどおりであります。

○委員 松本正美君

そうすると、今までどおりに体育指導員と同じくやっていくということなんですけれど、

今後やはりスポーツの活性化という意味では、やはりそうした支援をもうちょっと中のほうに入って推進していくというということも大事になってくるんじゃないかなと思うんですけども、この点はどうでしょうか。

○生涯学習課長 川合 保君

今までも体育指導員の方には年間100日以上出ていただくことがございます。スポーツの振興、生涯学習課のおこす事業にも、引率だとかそういったこともやっていますし、歩こう会、走ろう会、駅伝大会等の役員さんのほうも協力していただいています。今後引き続き同じように推進していただく予定をしております。

○委員長 高阪康彦君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号「蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

お手元に議案第16号の説明資料が配付されていると思います。これに沿いまして若干町民プールの件につきまして説明させていただきます。

○生涯学習課長 川合 保君

町民プールの経緯から説明させていただきます。

1の東放企業のプールですが、昭和61年度から平成5年度の8年間、町民に証明書を発行し、東放企業プールの使用の際に提示していただき、入場料を町民価格で利用していただきました。本来の入場料との差額を町から東放企業に支払っております。

平成6年度から平成15年の10年間、蟹江町民プール、蟹江新田字下山119番地の10に設置

する蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例を平成5年に制定し、東放企業と毎年、賃貸借契約を締結し、覚書により10年間の継続として町民プールの事業を実施しました。

賃貸借料には設備管理費、滅菌液の消耗品、水道料、電気料、水質検査、設備修繕、ロッカー利用料、投下資本支払利息、減価償却費が含まれておりました。当初の覚書の使用期間は10年間になっておりましたが、1年延長し平成16年度も事業を継続しました。その事業中にろ過機2機のうち1機が経年劣化により故障し、稼働可能な1台のみを運転して事業を継続しました。

2のケーニーズのプールであります。

平成17年度、ろ過機の新設に多額の費用を要するため、東放企業のプールを利用する事業を断念し、ケーニーズからのプールを利用してほしいという申し出にこたえる形で蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条設置）し、蟹江町本町片堀43番地に改め、本年度まで事業を実施してまいりました。

平成17年度から平成21年度までは6月から8月までの土曜日、日曜日に開放していましたが、利用者が毎年減少していたことから、平成22年度からは同じ月の日曜日のみの開放するように変更しました。

平成23年11月にケーニーズから、町民プールとして利用していたプールK2を維持できなくなり閉鎖するので町民プールの契約はできない旨の連絡が入りました。そのため平成24年度以降の町民プールを検討した結果、代替施設が見当たらなかったため、ケーニーズのプールを利用することとした蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例を廃止することにしました。

2ページをごらんください。

過去12年の蟹江町民プール利用者一覧を参考資料1としておつけしました。左から、年度、利用人数、開催期間、日数、施設名、備考には経費及び金額の順で掲載しております。平成12年度から16年度まで東放企業、尾張温泉のプールにて7月の第1日曜日から8月の末日で開催し、平成12年度61日間で6,548人、平成13年度62日間で6,816人、平成14年度56日間で6,261人、平成15年度57日間で6,072人、次ページをお願いします。平成16年度59日間で7,686人、平成17年度よりケーニーズのプールを利用し17年度から21年度まで6月から8月、3カ月間の土曜日、日曜日の開放で17年度が27日間で2,443人、18年度が27日間で2,221人、19年度が27日間で1,825人、20年度が28日間で1,850人、平成21年度27日間で1,387人、利用者が大きく減少し、土曜日の利用者が極端に少ない状態でしたので、平成22年度より日曜日のみの開放とし、開放日数が13日間で1,034人、23年度13日間で1,002人でした。

4ページをお願いします。

参考2であります。平成12年度から蟹江町民プール入場者数です。内容につきましては、参考1同様です。月別の利用人数を掲載しておりますので、ご参考にごらんください。

以上であります。

○委員長 高阪康彦君

補足説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

まず、本会議のときにも質問させていただいたんですが、この議案は書いてありますように蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止、これを例えば条例の廃止が決定をしたとすると、これで蟹江町の町民プールというものはなくなる。新たに見通しに当たって、できた段階で新たな条例をまた制定をする、こういうことになるわけでありましてけれども、現時点で条例がなくなるということは、町民プールはなくなる、こういうことになるわけです。それに基づいて、我々はもうこれは廃止だな、こういう印象が非常に強くなる。ここに経過がずっと書いてありますけれども、東放企業からお借りして以来、中身は変化はしたわけでございますけれども、いずれにしても蟹江の町民プールがあったということ。そして、この条例の1条に書いてある目的に沿ってこの設置をされて今日まで至ったわけです。

それが説明からいうと、急に突然ではありませんが、去年の暮れにちらっとそんな話がありました。相手のケーニーズは経営上の問題で廃止だと。だから蟹江町もそれに基づいて廃止だと、こういう提案をなさっているんですが、では、第2条、設置場所であります。設置場所はケーニーズでありますので、ケーニーズは廃止であっても、2条は別途どこかのところがあればそこを、名前をそこへ書くわけですね。料金等はまた別途でありますので、どこかに町民プールは借りられるだとか、そういう方法があれば廃止をしなくても済むのではないかと。こういうふうに思いますので、経過、本当にケーニーズはだめだ、わかった、かわって蟹江の町民プールとして子供さんたち、大人が健康で蟹江町の町民プールを持続させるためにはどういう努力やどういう考え方を持っておられるのか、その点についてケーニーズはだめだという結論に至った。だからだめだではなしに、ことしの夏、6月にしろ7月、8月の間に町民プールはもうなしだよ、いいんですねと我々問われておるわけ。問われていますので、いいですといえばこれは廃止です。

だからそうではなしに、町民プールという名で町民の皆さん方が従来と条件がいろいろ変わってでも、引き続いてプールがあるのかないか、できるのかできないのか。この辺が一番大事だと思いますけれども、この提案は条例提案ですが、どうしたいんですか。プールはもうなしでいいんですか。その辺を、ことしはもうなしだと。今年なしだといえば、来年もこれ条例廃止、なしだということになっていくと思いますので、何かほかにも皆さんの期待にこたえるようなことを考えたり、努力をしたりしていることは、今現時点であつたら、あるならある、ないならない、あるとするならばどんな方法でことし、夏はこうやってやってあげたい、こうすべきだというようなお考えがあるかどうか。それをまず第1点、お尋ねをし

たい。

○教育長 石垣武雄君

菊地委員から今お話があった、このプールの条例ですけれども、一足飛びになくすというようなところではありません。とりあえずケーニーズがこういうふうにもう営業できなくなつて、契約は結べないということで、この条例についてはひとまずとってはおかしいですが、ここで切りにしたい。今後の町民プールについては、私どもはやめたとは言っていないですね。検討して、そして再度そういうような、もしいい場所が見つかる、あるいはそのあたりを検討させていただいて出していきたいと。ただ、この夏については、残念だけども見当たるところがありませんので、町外のところを紹介したりというようなところで、あと検討を少し時間をいただいて、今後のことについては。そして、6月ぐらいのところには皆さん方に、町民プールはありませんけれども、ことしについては。けれども、こういうところをご利用くださいと。そして、方向については12月にお出ししますということを説明していきたいなど、そんなことを思っております。

実際に、前も話をしたと思うんですけれども、ケーニーズがだめになった、そして11月からの間に努力をしたというか、ほかのところもいろいろ考えたんですけれども、結局それが時間不足というか、そういう結果で変わるべきところがなかったものですから、これを第2条を改正という形で変えて使うということがお示しできなかったということでもありますので、一旦この条例については廃止をしていきたいということが意図であります。

○委員 菊地 久君

そうすると、仮に町を見渡しても、プールというのは民間でやっておるところだとか、建設をする、今からやっても無理だと思いますよ。しかし、町内で例えば中学校のプール、小学校のプール、そういう学校におけるプールというものを町民に開放をして、体育館を開放すると同じように開放をして使うことはできないのかどうなのか。その点についてはお考えがあるのかどうか。いかがなものですか。

○教育長 石垣武雄君

このことについては、前のケーニーズにするあたりのところでも教育委員会も考えたところだと思いますけれども、ケーニーズになったと。学校のプールについては、学校が使っていますのであれですけれども、例えば7月の中旬以降、休みになったとき、学校のプールの水泳指導がありますので、実際は8月ぐらいかなと思わないでもありませんが、使えないことはないというようなことはあります。けども、そのためには運用していくということですので、学校以外の方々が入るということで、だからセキュリティーの問題、ロッカーとか、そういうようなところ、それから監視員も学校の先生にはお願いできません。そうすると雇わなくてはなりません。そのあたりの算段とかいうようなところがあったかなということも思いますし、今回、この経緯のだめになったところでそのあたりのところもこれから検討し

ながら、そういう小学校のプールが使えるかどうか、そしてそれがあがる程度やれるかどうかというあたりを見定めていきたいというところが考えであります。

ですので、ちょっと先の話になってしまいますけれども、今後の方向について、それも一つの視野に入れながら検討していきたいというふうに思っております。

○委員 菊地 久君

この条例を、説明もありますし、出た題目からいうと、条例廃止、廃止ということはだれが見ても蟹江の町民プールは廃止です。議会でイエスといえども廃止になっちゃうわけ。だから、廃止をしたいという気持ちの提案なのか、一時的に事務的なことや、いろんな面で間に合わなかった。間に合わなかったためにこういう条例を今の時点で出さざるを得なかったのであって、本心は蟹江町の町民プール、長い歴史のあるこのプールを、平成24年度でやめちゃうと、こういう方針の中で出された条例ではないと。こういうようにまずは理解していいのかが1つ。

2つ目には、去年も申し上げましたようにこの近辺でどうなのかな。チラッと出たのは飛島のプール、それから海南子どもの国にもプールはあります。それから、津島のところにも、津島は市民プールもありますね。あわせてスポーツ何か、あそこもみんな行っておるんですよ、親子で。ボーリング場の前です。昭和機械がやっておったところですが。あそこもあるわけ。

（「富田もある、名古屋市の富田」の声あり）

名古屋市の富田もあるということでございまして、蟹江を中心に、例えば真剣にこの条例の目的、蟹江町民の体育の向上及び普及を図るためという目的、こういう目的に沿って設置をして、長い歴史の中で蟹江町民の皆さん方、親子で、本当は屋外がよかったみたいですが、屋外でプールがあつたり遊び場があつたり、長島へ行ってもらえば長島、いいところがありますよね。金高いもので大変でございますが、というところもあることは事実です。それを求めることも1つの方法だと思うんですよ。例えば蟹江町の中には設置ないけれども、蟹江町民はそういうところに行くに当たっては、一定の普及、PR、それから行きやすいようにするだとか、そういうような方策、手だてもあります。時間をかけて、これも検討課題の1つだと思いますけれども、精神がわかった以上は、町長から聞いていませんけれども、蟹江町の町民の皆さん方にそういうプールで健康増進に親しんでもらいたいと、財政的に苦しいから、300万円のお金が惜しいから廃止だということではないと、こういう気持ちがまず伝わればそれにふさわしい何か手だてを考えるとというのが大事なことだと思うんですよ。

それで再度お尋ねしますが、今、もう4月でここで廃止してしまったら手だても何もなくなっちゃう。みんなに伝わっちゃうの。だからそうではなしに、あらゆる努力の過程だというふうに我々理解できるかどうかなのか。例えば学校で、私はずっと頭に浮かぶのは、今度の蟹江の体育館を改修に当たって、どこか使えるところないの。まず真っ先に頭に浮かぶの

は舟入です。舟入小学校の体育館、あわせて舟入小学校のプール、学校の生徒の人数等々を考えて、学校の体育館の大きさ、それからプールの利用度合いなどを分析をしていったときに、ああ、舟入小学校はいいところだな、皆さんに開放して使える施設があるよ。やるかどうかは別にして、そこはどうなのだとか、またもっと身近で言えば、蟹江小学校はどうなの、学戸小学校ではどうなのと。しかし、それに当たって教育長がいみじくも言いましたけれども、町民となりますものですから、消毒の仕方、それから監視員の問題、大人が来たときにロッカーの問題もあるでしょう。だからそういう本当に気持ちがあれば、300万円の予算を使ったと思えば、ロッカーの改修だって、監視員を置いたって、これをやっても、去年なんかえらい少ないんですよ、使っておる日にちは。だから軌道に乗るまでは、例えば1カ月間だとかというような、それで軌道に乗っていったらだんだん拡大するだとか、残さなければいけないということ。残すか残さないか。やるかやらないかなんです、これは。やらないという方針ならばやめだということで議会も賛成で、町民プール廃止だといえば廃止だということで皆さんに言わなければいけません。しかし、今の過程はそうではない。そこに至るまでの間、いろいろ手だてを打ったし、打っていないこともあるので、再度勉強させてくれ、努力させてくれというような理事者側の考え方があるならば、そういう気持ちを議会として、我々としても考慮をしたような結論の出し方ということがあると思うんですよ。イエスかノーかと突きつけられておるわけ、ここで。提案者から。真意は違うとおっしゃった、真意はそれでは伝わらんわけです、形が。

だから、私が言ったような件について、例えば町長は基本的に町民プールはあったほうがいいのか。この際、廃止したほうがいいのか、その辺は町長自身はどんなお考えをお持ちなんですか。

○教育長 石垣武雄君

町民プールをなくすとか、やるとか、そのあたりのところについて本心はというところは、それは全然なくすというようなことは思っていませんし、今回についてはケーニーズについてのかかわりであったと。先ほど申しましたようにその後、かわるべきものが見当たらなかったもので、まことに申しわけないんですが、この夏については少しお待ちください、町民プールとしては。それまでに結論を出したい。この前もお話したように、この夏についてはそういう啓発をしながら周辺のところをこれから早急に当たりながら、それをどれほど、皆さん方に補助ができるかどうかあたりも詰めていきたいということを思っているんですけども、それについては、だから、今後一切、町民プールはこれで廃止だから、廃止条例だからないよということは一切思っておりません。

ということでまずお答えしておきたいと思います。

○町長 横江淳一君

菊地委員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

補足説明の中で説明いただいておりますように、本当に町民プールはここまで町民の皆さんの憩いを与えてきた。ある時期、転換期が訪れて、ちょうどそれが私の就任の年であったということは十分私も覚えております。現地へ行って、何で使えないんだということまで言って、実はろ過機が、それからプールのバスタブがもう全然だめでして、これ以上置いておくとすごい数千万という費用がかかるからということで、思い切って断念させていただいたときも一部議員さんからはどうしてやめるんだと。もっとアウトドアをつくったらいいいじゃないかと、これに近いようなご意見をいただいたのも記憶いたしております。

きょう、菊地さんにご心配いただいております件でございますが、まさに今、教育長が申しましたとおりプールをすぐやめるという気は私自身も持ってございません。ただ、条例の出し方として、地方自治法の出し方としてこれが正しいのかどうかということを経務方と話をしましたところ、とりあえずこれは先方さんのほうから唐突といってもいいくらいの状況で、私のほうにも相談があったものですから、我々としては急遽どうしよう。確かに毎年毎年利用者は減っていることは事実でありました。しかしながら、まだまだ町民プールの必要性を感じてみえる方もたくさんお見えになりましたので、何とか存続していただけないかと、私も関係者の方をお願いした経緯は本当にございます。ですけれども、どうしても都合上、閉鎖をしたいということで、急遽こういう状況になったのは、大変申しわけなく思っております。

我々といたしましては、ちょっと準備時間もなかったということで、今後町民プールをどのような形にしていくかということは、内部で詰めていきたい。これはお約束をさせていただきたい。今、菊地さんがおっしゃった、例えば学校の使用、それから近隣にある自治体のプール、それから私でやっているプールも含めてでありますけれども、早急にこれは6月の議会までにお話ができるかどうか、ちょっと今この状態ではお話ができませんが、何とか進めていきたい。これだけはお約束をしたいというふうに思っています。とりあえず条例の整理については、今回させていただき、きちっとした町民プールのあり方については継続審議ということで、これからはっきり我々もやらせていただきたいと思いますということをきょう申し上げたいというふうに思っております。

今、体育館のことをおっしゃいました。実は先般、中村委員からもご質問をいただきました体育館のことにつきまして、代替施設はどうなんだということも含めて、我々としては本来使用できなかったところも実を言いますと、もう地方自治体の方に体育館の開放をお願いをいたしましたところ、先日、まだ三、四日前でありますけれども、本来は在勤、在住の町民に限られる施設を、条件さえそろえれば使っていただくことが十分可能でありますという返事もいただいておりますので、実際、しっかりとした交渉をこれからやっていけば明かりがちゃんと見えてくるんじゃないのかな。今の時点では条例の整備ということで、菊地委員も多分ご理解をいただいていると思いますので、決してこれをやることによって町民プール

をやめた、何をしたということではございませんので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○委員 中村英子君

ケーニーズとの契約とその関係についてお伺いするんですけど、このご説明によりまして昨年11月に唐突に閉鎖するというお話があったということなんですが、契約の内容はどのように突然の向こうが切りたいときに切れるような、そういう契約になっているんでしょうかね。

というのは、こういう次の手当てができないような、時間的な余裕がないような状況で言ってくることで自分がちょっと腑に落ちないというのか、納得できない部分なんですよ。もう去年の例えば、ケーニーズにしても閉鎖するかしないかというような判断は、ここまでできてやっているのかもしれませんが、町が毎年定期的に安定的にお願いしている状況の中で、そういう契約の打ち切り方というものが納得できる契約なのかどうかということで、まずその中身についてお伺いしたいんですけども。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

当然ケーニーズにつきましては、私の施設でございますので、蟹江町とは賃貸借契約でもって契約をしております。それでもって町民プールの指定をさせていただいているところでございます。当然これは東放企業のと時の同じような形態をとっております。

プールの賃貸借期間につきましては、6月から8月の、23年度につきましては日曜日に限ります。13日間、午前10時から午後5時まで、仕様としましては監視員とか、あとロッカーの使用、もろもろのそういうようなところで契約を結んでおります。

以上です。

○委員 中村英子君

この契約の仕方というのは、今説明があったように6月から8月の13日間だけを賃貸借で借りますよということだけの契約になっている。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

そうです。

○委員 中村英子君

それじゃ、8月の最後だったらもうその契約は切れているから、それについてこちらがどうこうということはないと。来年も使えるというふうに皆さん方はただ思っていたと、そういうことだけなんですか、これは。それ以前に、何らかの閉鎖に関して情報的なものが入ってなかったんですか、全然。

○生涯学習課長 川合 保君

3カ月の間の日曜日のみという契約ですので、それ以外のことの契約条項は持っておりません。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

賃貸借でもって町民プールのほうの指定をさせていただきまして、我々としましては次年度以降、予算を当然立てますので、その段階で継続の確認をしまして予算を立てておったというところなんです。

今回は11月になって、ケーニーズさんのほうからよんどころない事情により契約ができないというところで今回に至ったというところなんです。

ですので、13日間の6月から8月までの期間ですけれども、それは毎年の継続として今まで来ておりましたので、町民プールとして指定をしておったというところでございます。

○委員 中村英子君

そうしますと、これは町が予算を立てるときに、相手に問い合わせをしたら、そうしたらもう使えないよという返事だったと、そういうことなの。余りにも定期的に借りているケーニーズとのかかわりというか接触というか、情報交換とか全くなしに、何か事務的な処理だけ皆さんはしているという感じなんだけれど、そういう事務的な処理だけして、こんな間際になって次の手当ができないよなときに使えないという確認をしたと、こういうやり方なんですかね。非常に事務的で、何らそこに借りているほうと貸しているほうとのコンタクトが何一つないような事務的で。

○教育長 石垣武雄君

今、予算を立てるときにこちらをお聞きしたというふうじゃなくて、その前の段階で、やっぱり11月。それが正式なんです。実際に、今、話を聞いていますと、終わりがけのところをどうしようかというようなことはあったんです。どうしようかということ、まだ継続かわかりません。ケーニーズさんがね。それをちらっと担当が聞いたということは言っていました。けども、最終的にケーニーズさんが判断したのは11月ということで、うちが予算を立てる前ということ。

中村委員がおっしゃるように毎年使っているから、蟹江町困るがやということで、そういうことで例えば打ち切ったとして、負荷が相手に、何らかのそれこそ賠償じゃありませんけれども、そういうことじゃないんだけど、日曜日の6月、7月、8月の期間ということの時間も10時から5時までというところで書いておるものですから、そのあたりについて、向こうにしては実際6月のことですので、うちは見つかったからいいよということじゃなくて、向こうはそういうような意向をいただいたと。それについて私どももそうですかだけじゃなくて、何でですかとか、どうしてまた続けないんですかとか、いろいろなことがあったんですけれども、結果的にはそれは民間の経営するものですから、私どももそれは引かざるを得なかったということで、このところに書いてあるように予算も出せなかったということでもあります。

ですから、これがケーニーズさんがやめたからといって、ケーニーズさんに何らというよ

うなことは、これは言えないかなということをおもっていますし、当然私どもがそれを得た時点で、今度の24年度の夏について、早急に手当をすべきでありましたですけれども、これはできなかつたと。本当に申しわけないなということをおもっております。

そういうことでの流れでありますので、ご理解いただけたらと思います。

○委員 戸谷裕治君

どう理解したらいいんですかね。単年度契約をされていたということで、我々商売やって契約とかよく結びますもので、そういうことだったら僕は理解はできるかなと思うんだけど、その間の事情を中村さんはおっしゃっていると思うんですよ。どういうぐあいに詰めてきたのかなという、契約としては単年度契約で説明はできると思います。ただ、単年度契約を結ぶにしても何するにしてもそうですけれども、例えばスパンを5年にしていただけませんかとか、その間はお願ひしますよとかということがあってもしかるべきだったかなというようなことを、そして企業というのは倒産もいろいろありますので、いつどうなるのかわからないのが民間ですから、民間とはこういう契約も結ばれる場合は次の手当は考えながら結んでいかないといけないというのは教訓だと思いますので、私はそういうぐあいに理解しております。

答弁は結構です。

○委員 吉田正昭君

先ほどちょっと小学校の体育館の舞台を見ましたので、ちょっと菊地委員に補足させていただきます。

一応地域の体育館は地域のスポーツ団体が使っておりますので、大体ほとんどあきがないと。それで、中学校の体育館が使用できなくなると地域の小学校にということ、多分教育関係のほうも考えられたと思うんですが、その辺はよく教育関係の方は地域は地域で使っているのでということでお理解してみえると思うので、その辺だけはちょっとご理解のほうよろしくお願ひします。

それから、先ほどのこの件なんです、やはり聞いていますと第2条のプールを蟹江町本町片堀43番地に置くという、ここが一番、ここにあるプールがなくなるのでということでの案が出たと思うんですが、先ほどから聞いていますとほかにも代替を含みいろんな案を持ってみえるようですので、ここをかえればこの条例というのはどういうふうになってくるんでしょうね。例えば先ほど、自治法か何かの関係でこれは改正ができなかつたというような言葉もちょっと出たと思うんですが、やはりここが一番ネックのような気がするんですよ。今回の条例に関しては、その辺は変えるとか、どうするんだということはできないでしょうかね。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

条例の第1条に地方自治法の第244条2の規定に基づきというのがございます。この規定

といいますのは、公の施設を設置する場合は条例で定めなさいという決まりなんです。今回ケーニーズさんとの契約の中で、プールの賃貸借契約によって町民プールとしてケーニーズを借り上げたことによって、第2条で初めてケーニーズを町民プールとして設置ができたというなりあいの条例でございますので、今回ケーニーズさんのプールがもうこれが廃止になって使えないような状況でございましたので、この条例で定めたものについてはやはり条例を廃止して終わらなければならないというような決まりがございまして、そういう中で今回廃止条例を出ささせていただいたところでございます。

以上です。

○委員 吉田正昭君

そうしますと、自治法の中に、プールを設置したら、設置及び管理に関する条例を出しなさい、つくりなさいと。そこがなくなったら廃止しなさいということになっているわけ。

でも、考えようによっては今これを出さなくても、今手当しているところを書いて、そのまま存続させることもできるというか、そういうことはできないんですかね。例えば町外のプールという話も、飛島のプールとかいろんなプールの話が出たんですが、それを一部記入するような形で、町民プールとして設置していくというようなことはできないということですかね。

○教育長 石垣武雄君

今、吉田委員がおっしゃるように第2条のところは、例えば蟹江小学校の本町にするというふうに確定していれば、これを変えてやっていけるということではありますが、それがそのあたりの全体的な押さえというか、そういう方向性がまだできなかったということでもあります。

もう一つ、町外については、例えば飛島のプールを蟹江町の町民プールだよということは、これは言えないということをおもうものですから、蟹江町内であるところでのプールについての条例というふうにとらえていただいて、もしそれがだめな場合、これはなくなって、今度はそういう飛島さんやいろんなところが使えるような、そういうような手だてを今度は条例が変わるもので出さざるを得ないということをおもっています。

まずは、私どもはこの変わるべきものを考えていかなければいけないということで、この前もお話ししたんですけども、それについて今回間に合わなかった。この夏についてもまだいろんな面をクリアしなくてはならない面がありますので、蟹江町内のところで考えられたらということをおもっておるわけでもあります。

○委員 吉田正昭君

大体言われている意味はわかるんですが、先ほど今出た、蟹江小学校のプールということは今後考えるんだったら、今、唐突に廃止、やはり菊地委員言われたように、このタイトルを見るともうなくなってしまいうんじゃないかと、プールが。蟹江町の町民プールがなくなっ

てしまうじゃないかというような考えを町民の方がとられるような気がするんですよ。ですから、やはり今努力してみえるんだったら、その努力してみえるこのプールの設置場所、今言ったように小学校のプールを使うんだったら、そのようなことをある程度努力してからでも遅くないような気がするんですが。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

吉田委員のおっしゃるとおりでプールが町の自前のプールですと、例えば老朽とか何かで使えなくなってもそれは休止というような状態で、そのまま条例を残して休止なり何なりというのはできるかと思うんです。ところが、民間の施設で、施設自体がもうなくなってしまいますので、どうしてもそここのところに不確定なものをはめ込むということは、どうしてもできないものですから、そういうところで本当にやむなく、今回廃止をお願いするというところになったところなんです。

その辺のところはちょっと自前と賃貸借契約によってお借りしているプールとの違いのかなというふうに思っておるんですけども、そういうところでなかなかここに違うものはめることもできないし、またこれをこのまま残すこともできないしというところで、今回廃止のほうに至ったというところでございます。

以上です。

○委員 吉田正昭君

でも、まだ努力するんでしょう。この時期、3月に出さないと間に合わないということなんです。例えば6月でも手だてはあるじゃないですか。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

おっしゃるとおりで、じゃ、今度契約するときに、当然に予算の関係がございまして、6月でも、いつ廃止するんだという時期ですよ。その時期というのは何だというと、やはり我々としては24年度の予算にケーニーズさんと契約を結ぶだけの契約の予算があるのかないのかというところで判断してきますと、どうしても24年度予算の措置がされておられませんので、そうなるかとやっぱり24年4月1日をもって廃止せざるを得ないのかなというところの判断でございます。

以上です。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

○委員 松本正美君

今、いろいろと意見が出ているんですけども、町のほうも考えていくというお話をしてみえるんですけども、今もさっきの第2条のところに蟹江町本町片堀に置くということで、今、吉田さんのほうからお話があったんですけども、このまま決めるのではなくして、やっぱりもうちょっときちっとそうしたものが決まってからではいかんのですかね。

○町長 横江淳一君

本当に皆様方からいろいろご意見があつて、十分理解をさせていただいています。我々としても決してプールをやめたいとか、つぶしたいとか思っているわけではありません。これをわかっていただかないと、この条例を出した意味がございません。

実はこの条例を出すときに私もお話をさせていただいたんですが、設置条例でありますので、もうそこが使えない状況なのに設置条例を残しておいていいのかという問題も出てくるわけであります。なるべくご理解いただきたいと思ひます。

ただ、プールをこれからどういうふうと考えていくかということについては、これは余りにも時間がございませんでした。それと、予算のことは予算でそれはそれで後で考えればいいことであります。補正予算でも組めるわけですが、ただこの蟹江町の町内にするのか、それともお願いをして本当に受けていただけるのかが、この時点では本当にこの一、二カ月の話でありましたので、決定ができませんでした。これだけは何とかご理解をいただきたい。

先ほど教育長がお話をさせていただいたとおり、それぞれに委託をすることもできますし、条例は条例としてまた後で新規につくることもできます。また、議員の皆様にもお願いしなければいかんときもありますので、今回はこの設置条例についての廃止と。今ないところにもって条例があること自身が整合性がないということでご理解をいただけるとありがたい。先ほど何度も菊地委員にも話をしましたようにつぶすためにつくった条例ではございませんので、何とぞそここのところだけご理解をいただきたいと思ひます。

○委員 菊地 久君

条例と予算との整合性の問題で、あなたたちと解釈が違ふ。国会でもそう。予算は予算で通る。衆議院関係なく通つていってしまう、参議院関係なく。それに関連する法律というのは後追いでいっぱいある。一緒のことをここでうたつて、だからそもそも、予算を組む前になぜ我々に廃止ということをもっと真剣に話をしなかつたのということ。

それから、契約にしてもケーニーズとの関係からいって、契約の時点はいつなのかわかりませんよ。もう廃止になっているの。だったら、契約は何月から何日までですと。例えば去年の23年6月から8月までを借りる契約だと切れておるじゃん、もう既に。だったらこれは新たに、例えば4月なつてから補正予算でも6月でもう一遍ケーニーズさんが思い直して使ってくださいといつたら予算をつければ使えるんだよ。

それともう一つは、経過として、蟹江をさがしとつた一生懸命。さがしとつたときに、当時やつた鈴木さんからこういうところがあるよという話もあつて、町長さつき、いみじくも言った、あなたが町長になつたときだね。何とかせにやいかんといつて、尾張温泉は1,500万円も何百万か何千万か知らないけどあつて、そこへ投資をするということも今後大変だと、民間の企業だし。町ではないから。というような経過もあつて、そして民間のケーニーズと

借りようということでスタートして今日まで来たわけ。相手はあくまでも民間企業でございますので、契約によってなんです。途中で解約だって、どういう形か別としてあり得ることだし、現状は今もう切れておるんじゃないの、契約というのは。

だから、既にないということ。そして、運よく話はして、今言ったようなことでおかしい、もう一遍考えてくれんかというような話があったらケーニーズが、わかったといえやれること。例えば、こういう方法ならどうだということだってあり得るかもしれないし、かもです。あんたらは交渉しておるんだから、我々がしておるわけないで。しかし、町民プールを今年度なくしてはいかんから、どこかやったら金が要る、金が要るだったら補正予算を組んで、その手当をするということだってできるわけ。行政の中で。我々にはできないこと。思いを遂げるためには今何が必要か。

条例の話をしたけれども、条例は、例えばこの条例を廃止条例とあわせて同時に設置条例なんです。同時にもう一個の条例を出せるの。中身を変えるだけで。そういうことだってできるの。廃止と同時。あんたたちはこの町民プールの廃止条例というのはケーニーズを中心にしてケーニーズがないから廃止だという。じゃ、ほかのことだったら一緒のこと。だから本旨からいうと、蟹江町民プール、この条項を廃止であって、新たに蟹江町の条例というのを同時にやることも、提案してやることもできる。これは事務上いっぱいできる。だから、今の段階でタイトルは、蟹江町民プール廃止、条例廃止、あわせて蟹江町町民プールという形で設置条例出せばできる。それで中身は違って、その中身に拡大をして、町民の中の施設をどうするだとか、それで町外施設を借用をする、拡大借用する場合にはこういう別途要綱をもってするだとか、そういうことはもう少し、申しわけないけれども、前向きに真剣にとらえてもらいたいんですよ。そうしないと我々は本当に何だったのと。廃止条例出されました。そうですか、ないですか、それじゃ廃止ですと。その一本でイエスかノーかなんです。そうではなし、お互いに、いま一度、夏のことで、将来のこともありますもので、真剣にこれを契機に考える必要があるし、いろいろと問題点が多過ぎますので、後ほど条例を賛成か反対かという、賛否をとるといようなことについて、議事運営なのでまた後で、この扱い方について思うんですが、そこまで言っていていいかどうかわかりませんが、ここで賛成か反対かという結論を出してしまうのではなしに、町のほうもその中、何となくぼやぼやと話を聞いたりしていますし、まだ努力の余地がある。ケーニーズではなしに町民プールとして、例えば蟹江小学校は使えないだろうか、学戸はどうだろうかという懸案を再度検討して、できるならばそれに基づいたような形をやってみたい。予算もちろん補正予算でつけたい、実施するのは7月ですので、6月の議会で間に合うわけです。要は町長の施政方針が生きるような形でできんかどうかと思いますと、早急に今どうしてもという法的な根拠というのはないと思う。ないし、我々議会が決めることですので、例えば議会でこれ、委員会、廃止だということに反対だといったらどうされるの、逆に言えば。決まったときには。同じ

ことなんですよ。

だから、この提案事項で考えておみえになるようでございますので、賛否ではなしに、我々は結論に至らないと、例えば皆さんの意見はいっぱいありますが、至らないということで継続、この議案については引き続いて、はっきりせんもので、理事者側の考えも。継続審議という形にしておいて、もう少し前へ勉強をすべきだなと私はそういうように思っています。

○町長 横江淳一君

先ほど来、お話をさせていただきましたが、よくわかりますが、何か菊地委員のお話を聞いておきますと、プール廃止、プール廃止ばかり前面に出ていますが、何度も言いますが、そうじゃなく、設置及び管理に関する条例の廃止なんです。プールの廃止じゃございません。だから、代替案がもしもあって、例えばこれを廃止をして、新たに同時に出せばいい。わかりますよ。でも、新たな場所がわかっておれば、条例の廃止を出しません。新たなプールの位置がこう変わりましたのでよろしく願います、それで終わりじゃないですか。でも、それが今できないので、とりあえず条例に対する、これ43条、これに基づく廃止をしたということだというふうに理解をいただけると、継続といって地方自治法で、ちょっとまだこれ、今ここではわかりませんが、物が無いのに、実態が無いのにこの条例を置いておくこと自身がどうなのかということも、これから調べさせていただきます。

ただ、何度も言いますように、プールを廃止するといっている。我々は今後つくりたくないかと一言も言っておりません。努力をさせていただきます。その結果、委託、町民プールはなくなってもわかりませんが、町民に対して夏はプールがあったほうがいいよねという話が仮にあれば、当然皆様の声を聞きながらやるだけの努力は当然させていただくということ先ほどお約束したばかりであります。ですから、今回のことにつきまして、私、今、きちっとした確たるものは持っておりませんので、ちょっと今、あれでしたら暫時休憩をしていただきまして、この条例に関する整合性を調べていただいて。

○委員 菊地 久君

今、町長おっしゃったけれども、契約条項はもう既にそうすると8月切れておるでしょう、契約。ないでしょう、ないじゃないの。ないものをなぜあるの、おかしいじゃない。

○委員長 高阪康彦君

暫時休憩します。

(午前10時01分)

○委員長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時26分)

○委員長 高阪康彦君

自治法の関係で総務部長の出席を許可いたします。

説明をお願いします。

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。説明をさせていただきたいと思います。

地方自治法244条に公の施設の設置についての内容がございます。公の施設の設置の具体的なものは、その後の244条の2の部分、法律により条例によって制定する、設置するということになってございます。

今回のこのプールに関しましては、公の施設の根底にあります考え方や所有権あるいは賃貸借権によって、権限を有するものの上につくられるというものがございます。今回はこの賃貸借権によって設置をしておりました条例が、その権限であります貸借権が結べないという状況が確定したというふうに考えておりますので、そこでこの条例の廃止をお願いするというような状況になってございます。

ただ、今、お話の中をお聞きいたしますと、そういったことを勘案しても、休止状態にしてはどうかというようなお話をいただいております。私が法解釈のほうで分野をやらせていただいておりますので、それにつきましては244条の2の設置に関する条例に、条例設置の法的に解釈をした場合に、それが違法かという、合法かというすべてが合法とも言い切れません。また、違法かといわれますとすべてが違法かと、それも言い切れないものだというふうには解釈いたします。ただ、違法性はかなりあるのではないかというところまでしか私では申し上げられませんが、その部分については違法といえますか、行政的には消極的に対処するというような言い方をするんですが、今おっしゃられますことであるならば、それを6月から8月までの賃貸借権が現在結べるかどうかという状況が確定しないということですので、そこをもって設置をそのままにせざるを得ない状況があったとしても、自治法上に抵触すると、法抵触すると、即座に抵触するとまでは言えないでもないかというような結論を今持っております。

これに関しましては、私どものほうではそれに関する規則によりまして、使用時期を決めております。この使用時期の間だけが公の施設としての設置に関する条例で決められておる部分というふうにかかってまいりますので、その分を凍結するということでもありますならば、告示等によって今年の6月から8月までの土曜、日曜については、このような状況のために開設できないという論法で考えることは可能ではないかなというふうに思います。

ですから、その後につきましてはもちろん我々のほうも、教育長、町長のほうからも説明をさせていただいたとおり鋭意努力して方向性を見出すためにやるということは聞いておりますので、ただそういった流れの中での状況ということをご理解いただきたいと思います。

以上が私のほうからの説明でございますので、よろしく申し上げます。

○議長 黒川勝好君

ちょっといいですか。

今、総務部長の話でちょっと伺わせてもらいますが、現在、蟹江町の町民プールは蟹江本町片堀43番地にありますか。

○総務部長 加藤恒弘君

こちらにつきましては、賃貸借権が結べるという考え方で、予算計上されておる場合につきましてはあるというふうに言えると思います。それは提供する6月から8月までの期間において、権限を持って、公の施設として提供。

○議長 黒川勝好君

今ですよ。今現在。

○総務部長 加藤恒弘君

ですから、今現在は予算が計上しておりませんので、この条例の廃止するという考え方の中で予算が計上されておられませんので、この予算の計上がないことには、すぐこの条例がすべて正しいかどうかというところだと疑問は確かにあります。

○議長 黒川勝好君

疑問とか疑問じゃなくて、契約的にいって、今現在、僕が今言った蟹江町民プールと称するものが蟹江町本町片堀43番地に今あるといえるわけですか。

○総務部長 加藤恒弘君

はい、現在の条例が廃止されていない以上は、あるというふうに言わざるを得ないと思います。ただ、それをすべて合法的にするには予算を計上し、権原をとり、そして規則により告示をし、6月から8月までの土日に関して対抗する期間を定めるという手続が必要になるかと思います。

○議長 黒川勝好君

3月6日時点です。きょう。

○総務部長 加藤恒弘君

条例がまだ廃止されていない以上、これは合法的になっているというふうに考えざるを得ないと思います。

○委員 中村英子君

今の説明だと、賃貸借によって公の施設として条例をつくっているんだけど、厳密にいうと、賃貸借期間以外は条例の有効性は、じゃないんじゃないの。その期間、賃貸借期間だけが厳密にその話でくると、条例の有効性であって、それ以外の期間は条例の有効性はないんじゃないの。

○総務部長 加藤恒弘君

継続性が否定される場合はそうなると思います。賃貸借によって期間的なものが最終的に決められておることですので、おっしゃられますように厳密に言えば、6月か

ら8月までが公の施設の条例の制定期間であります。ただし、これを改廃、改廃していきま
すことは、これはできない、合法的ではないかもしれませんが、基本的にできることではな
いと思います。それは将来的にもおかりしてやれるというような状況で予算を立て、また権
原を取得することを前提とした行為としてなっておりますので、現在のところはそういう考
え方だと思います。

○委員 中村英子君

じゃ、その継続性というのはどこで担保されておったの。

○総務部長 加藤恒弘君

それは予算の計上であります。予算の計上でさせていただいて、それが合法的に予算可決
され、予算が使用できる場合、そうなったときに初めてなるというふうに理解しております。

ですから、3月議会で予算を提供させていただいて、それで使わせていただけると。その
前には前提的にローリングでその次の契約もお願いできるという解釈をもって進んでおりま
した。その中で、今回が11月の終わりになりまして、相手方からまいりましたので予算が計
上できない。そして3月にとというような、そういう事務手続、または法律的な解釈のもとに
やっております。

○委員 中村英子君

行政上の事務手続として、予算の計上によって継続性があるということはいいんだけど、
賃貸借というのは相手があることだから、相手との継続性というのはどういうふうに担保さ
れているのと聞いておるわけ。

○総務部長 加藤恒弘君

こちらにつきましては、8月で終わった時点で基本的に来年度もということで、向こうか
らの申し出あるいはこちらからの申し出がない限りは、合法的にそれをお願いできるという
ふうに理解しながらの事務の執行であります。

○委員 菊地 久君

あんたは事務屋の話をしているのでいいけど、国会議員の選挙区割り知っておる。憲法違
反だよ。蟹江町の条例運用、政治、あなたがきれいごとじゃなくてそのとおりでいいの。こ
れからも、確認だよ。一切条例に抵触すると、違法性があるときは、今言うようにすべて理
事者側の責任だ。責任は所在を明らかにしてきちんとこれからもしましょうとすること。し
かし、今までも気がつかなかったという場合があるな。後で気がついて、これ直してちょう
だい、あれ直してちょうだい。そのときの責任はだれがとったのとらせんわ。だから、これ
を今回これほどご執心でおる根底は、この提案理由にあるように町民プールを、この案を提
出するには、蟹江町民プールを廃止するに伴い、必要があるから。書いてある、ちゃんと。
だから町長初め、みんなが町民プールを廃止しましょうと。基本政策にのっって予算もつ
けず、条例を提案をして、これで可決決定をすれば、もう蟹江町の町民プールはなくなる、

こういうこと。これを基本線をもっておるといふ解釈が成り立ちちゃうから、しかし、話を聞いておるとそうではない。条例の法的な問題で、こうしないと法的に若干問題があるかなという心配事の中で廃止をせざるを得ないという流れですということになっているわけ。基本的には廃止したくない、廃止じゃないということのをさっき確認をした。

そうすると、条例から考えて抵触するのคะせんのか、法律違反だから直ちに蟹江町は問題が発生するのคะどうなのか。どうなのということをお問いただしていったときに、これははっきり言って政治的な判断というのは幾らでもできる。法律違反だから即、法律違反責任とれ、憲法違反だから即どうせよ、こうせよという問題ではない。こういう地方自治法に基づきながらいろんな設置基準だとかあれだとか、いろんな法律、条例、いっぱいつく。つくると一緒に不足もある、精神もある、それを運用をして、正しくする場合もあるし、条例の拡大解釈をして悪いことをする人もおるわけ。いろいろある。その中で最終的に政治的な判断はどうだ。できたことについて違法性があるということでお裁判問題。違法だから、違法によって公金支出をしただとか、違法によってこの施設を乱用して使っただとか、そういう趣旨の問題でも何でもないとおこと。若干行き違い、事務上の行き違いじゃないのคะと私は思っておる。

○委員 中村英子君

現実問題として、24年度の6月からはプールを町民に対して開設できないということだよね。開設できないわけでしょう、実際には。その開設できないということをお周知徹底しなければいけないわけだよね。現実には。今もう3月だから、ことしはもう使えませんよということをお言わなければいけないわけだ。言わなければいけないその理由として、次の手だてはこうだから廃止して、こっちだということだったら周知徹底がそこでやれる。やれるそういう状況をつくるのが皆さんの仕事だったと思うんだけど、今聞いているといろいろチェックの仕方だとかいろんなことで問題あったんだけど、開設できないものだから、周知徹底をしなければいけないわけだから、そうなってくると、どういう理由でそこが開設できないのคะということをお言わなければいけない。閉鎖ということは、もう町民プールとしてやめましたということなもので、使えませんということだけで、周知徹底ができるんだけど、例えばじゃ、これを継続にして休止している状態だということでお使えませんというように、町民に対する周知徹底がどういうふうにお図られるのคะということも考えなければいけないものだから、開設できない、次もないという、宙ぶらりんな状態で6月をお迎えるわけにはいかないとお思うんですよね。

だから、きちんとその辺をお同時進行でやってもらえることを提示しないと難しいんじゃないかなとお思うんですけれども、町民に対する周知ということもありますので。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

そういうことで、ご迷惑かけておりますけれども、6月には使えないということはお当然周

知いたします。かつ、できるか、できないかわかりませんが、6月めどにとりあえずは方向性なり何なり見つけられるものであれば積極的に見つけていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○委員 中村英子君

使えないということは、廃止ということだけでなく、この前の条例で対応しておっても、使えないということの周知には問題ないということではないですかね。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

先ほども総務部長のほうから話がありましたように、適切か適切じゃないかということであれば、適切ではないという判断ですので、それを踏まえまして、このまま6月は使えないという、この状態で6月は使えないということを周知させ、かつ何らかの方向性をそれまでに見出せれば見出していきたいと。ただ、ここでここまで必ずやりますという確約といわれますと、ちょっとそれは奥歯に物が挟まってしまうんですけれども、とにかく積極的に考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員 中村英子君

町民に対するそういうことの使えないという周知は、今のままで問題なければ、代案とかそういうものをもうちょっと皆さん努力してもらって、6月に最終結論を出すという方向で、そんな違法だとか違法じゃない議論をしても水かけ論になるので、別にそれをしたからと何も問題ないので、そういうような考え方でやってもらおうということはどうでしょうかね。6月に。

○町長 横江淳一君

大変ごたごたいたしまして申しわけございませんでした。今、私も首長として地方自治法に抵触する、厳しく抵触するという状況があるんじゃないかということも我々自身も考えておったわけでありまして、このような条例を出ささせていただきました。不適切でないにしろ、若干配慮が欠けたのかなということに関しては、大変申しわけなく思っております。

冒頭から申し上げましたとおりプールを即時にやめたいというふうな考え方は毛頭持っておりません。ですから、もしも6月までお時間をいただけるということでしたら、今、担当が申し上げましたとおりいろんな方法で町民プールの模索もさせていただきたい。できれば6月までもうちょっと継続審議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 戸谷裕治君

一つだけ、最後にちょっと念押しということで。

24年度のケーニーズのプールというのは、これは本当に廃止でなくなっちゃうわけですか。

それはもう確定ということで。プールがなくなっちゃうということですか。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

建物自体は存続しますけれども、使用に足りる施設というか、もう水が入っていませんので、使用できないということなんです。

2つプールがございまして、1つは継続してやっております、我々がお借りするプール。

○委員 戸谷裕治君

ケーニーズ自体は、片一方のプールはやめるということですね。廃止されるということですね。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

そうです。そのプールはもう。

○委員 戸谷裕治君

そういう話ならまだわかるけれども、これが継続されて、例えばそれも再利用されているということになると。

○教育部次長・教育課長・図書館長 鈴木智久君

そこは完全に、ケーニーズの人は閉鎖状態になりますので、町のほうにお貸しすることはできないというふうに聞いております。

○委員 菊地 久君

審議を打ち切られてもいいと思いますが、結論的に理事者側からどうも違法性がある、ごたごた言ってござるもんで、我々議員が、議員が責任持ってもいいと思うんです、議会が。議会としては、これはきょう早急に結論を出すのではなしに、継続審議ということにしたほうがいいと思うんですよ。議会が責任持ちましょう。国会と一緒にすわ。憲法違反でもあんな感じだから、責任はだれが持つかです。理事者側が心配だなと思うものでこれを出してきただけであって、議会の我々は、いや、これはまだこれから審議する過程であると。だから審議中ですということで、きょう結論を出さんでも、議会が責任を持てばいいんですよ。議会側としては、この件案については再度、理事者側が勉強して、できる方向で趣旨目的に沿った案をこの間で努力していただくというふうに今おっしゃっておるもので、議会はその件は継続という形の扱いができないかどうか。

○委員長 高阪康彦君

きょうここで採決をとらずに継続審議をしたらというご意見でございますが、それに関して。

○委員 菊地 久君

本当は仲間に入っちゃいかんの。向こうの立場はほっといて。我々が責任を持つということ。町長や理事者側に責任持たさなくていいの。

○委員長 高阪康彦君

ただいま菊地委員から、議案第16号については閉会中の継続審査とされたい発言がありました。

お諮りいたします。

議案第16号については、ただいまの動議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。閉会中の継続審査にするということに賛成とする方の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数なので、議案第16号は継続審査とすることに決定をいたしました。

したがって、議案第16号「蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止については、継続審査に決定いたしました。

ここで、教育長、次長、課長の退席を許可します。

入れかえのため暫時休憩いたします。

(午前10時47分)

○委員長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時48分)

○委員長 高阪康彦君

次に、議案第13号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

中学生はこれまでは入院ということ認めて医療費を出しておりましたが、毎年の決算でも少額は出ていますけれども、1億4,000万円とか5,000万円かかったと総額は出ているんですが、実際、中学生というのはどれくらいお医者さんにかかっているんだろうか。一番医者にかからない時期なのかなという感じもしますが、どういう状況があるのかということがちょっとわからないものですから、従来、入院について中学生は大体どれくらいのペース、大ざっぱでもいいですが、どれくらいの利用があつて、どれだけの経費、歳出があつたのかということについてまず伺います。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

中学生の入院に関してですけれども、入院だけでよろしかったですね。

○委員 中村英子君

入院しか町が負担しておりませんので。通院は負担していないので、町が負担している入院について。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

中学生の入院につきましてはほとんどございません。金額といたしましては年間180万円ほどであります。

○委員 中村英子君

1件ですか。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

そうです。1件というか、二、三件であります。月2件の年間で180万円ほどであります。

○委員 中村英子君

それで、今回の通院を入れたことによって、予算措置としては4,000万円か5,000万円ぐらいふえているように……

(発言する声あり)

ないですか、私は予算、決算で見ただけですけれども、それと予算的に、すみません、間違っちゃったかもしれませんが、どのぐらいの見込みになっていますか。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

拡大部分につきましては、医療費に関しては年間で1,986万円ほどを予定しています。これは7月から施行いたしますので7カ月分だけです。1年分じゃございませんのでお願いいたします。

それと、そのほかに審査支払手数料というのがかかります。そちらのほうの金額が年間で約43万9,000円ほど、合計いたしますと2,000万円ぐらいが医療費として拡大の部分がかかるというふうに考えております。

以上です。

○委員 中村英子君

それで、入院も非常に少なかったものですから、中学生の病院に行くときはどんなときだろうなというふうに考えると、けがとか、そういうことが多いのか、例えば運動だとか部活だとか、例えば夏が暑くて救急車で運ばれた人が多かったとか、そういうようなことがあつたりするわけですけれども、実際に病気とかけがとかの関連では1件1件違うかもしれませんが、どうなのかなというところも気になるんですが、大体入院というのは今言った180万円というのは、けがなのか、どういう状況の入院なんだろうかね。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

入院に関して、今の病状の中身までは、すみません、ちょっと把握してございません。大変申しわけございません。

○委員 中村英子君

わかりました。ただ、ちょっと、拡大しても理由がどの程度か、少ない可能性もあるので、少なれば少ないほどいいわけですが、2,000万円とか、7月からなので、ちょっと少ないかもしれませんが、できれば使わずに済んでもらうことのほうが、中学生なものですからいいですけどね。ただ、入試も控えている年代なものですから、いろいろそういう精神的な悩みを持つ子もいるだろうし、病気といっても小学生の病気とはちょっと違うと思って、どんなことで入院したり、通院するのかという病気の幅についても参考になるかと思ったんですけれども、わからなければ仕方がないので、また。

○委員 菊地 久君

今回、この提案は出していただいたんですが、旧海部地区と2町1村、全体で、これで蟹江は中学校までなった。あと残されておるところはどこかあるんですか。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

この辺ですと、まだ中学校、拡大していないところにつきましては、あま市さん、それから愛西市さん、この2市だと思います。あとのところは中学校までなっておりますし、飛鳥さんは高校までというところもありますけれども、以上です。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 齋藤 仁君

きょう、追加で配付させていただきました海部津島地域の保険料及び段階につきまして、担当課長から一部説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、よろしくお願いいたします。

海部津島地域の介護保険料及び段階についてでございますが、市町村名につきましては伏せさせていただきました。よろしくお願いいたします。

第5期と第4期の基準の保険料月額と、それから段階についてでございますが、まず一番上、蟹江町でございます。第5期が4,750円、第4期が3,500円、段階につきましては5期が10段階、4期が6段階ということでございました。

それから、海部津島地域、蟹江町以外の市町村でございますけれども、第5期のところが4,550円、4,650円、4,300円、4,350円、5,181円、4,500円とございまして、平均といたしますと4,612円ということでございます。段階につきましては、第4期と比べまして第5期のほうが、全部の市町村で段階をふやそうというのが実情でございます。

このようなふうになると思われるところでございます。

以上でございます。

○委員長 高阪康彦君

補足説明が済みました。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

協議会のときにいろいろ意見は出ささせていただきましたので、それはそれで納得できるところ、受け入れるところは受け入れてもらいたいと思うんですけども、これを大きな負担を町民にまたかけていくわけですが、町の担当者として、やっぱり高齢者に対して何かどういう施策を実施していきたいとか、こういうことをこういうふうにしていけばある程度、保険料を下げるとかというところまではいかないにしても、不足している分、力を入れなければいけない部分は、こういうところもあるんだというようなことは、担当者としては何かございませんでしょうか、お考えは。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

保険給付費がふえますと、即保険料にはね返ってくるという部分がございますので、その辺のところも中村委員に先般もご質問いただいたところかと思っております。それで、特に地域包括支援センター、こちらのほう、平成23年度から2カ所にふえました。それで町長の所信表明の部分にも一部ございましたけれども、元気度チェック、結果をもって平成22年度まではチェックの結果、介護予防事業、医療機関にかかっていたというようなところのやり方をおったのが、元気度チェックの結果、それ以後、介護予防事業、それから予防事業まではいかなくても、そのまましておきたい、近い将来、そういった方向に向かわれてしまうかもしれないという方々について、チェックの結果の返信がなかった方、そういったところに追跡調査を23年度から始めております。そして、その方々がどうして回答を返信をされなかったかということと、それからその中には非常に簡単に考えられて、その後、チェックの回答はしたけれども、何もしていないというような方もいらっしゃいますので、そういったところを追跡調査をし、少しでも介護予防事業のほうにつながるようというこ

とで23年度から始めたところをごさいます、それがどうしてできるようになったかと申しますと、包括支援センターが2つになり、少しそちらのこともできるようになってきたという状況がごさいますので、そういった点を平成24年度につきましても同じようなところで進めまして、少しでも状況が見えてこないのかなということを考えておるところをごさいます。

これはもう一つ、介護予防事業なんかにつきましても、実際に参加される方々の人数というのは本当に少ないのが現状をごさいます。そういったところで、事業をたくさんふやしていたとかということよりは、今はどういったことがあるんだ、なぜそういったところに参加していただくことが必要になってくるのかというあたりを、もっともっと啓発して、参加される方の人数をふやすような方向で考えていかなければならない。まずそこからであるのかなというふうに私は思っております。

○委員 中村英子君

23年度からお元気度チェックというのを入れて、個々の状態を把握してみようという取り組みは、それはそれでいいと思うんですが、このアンケートで出されたと思うんですけど、その規模と回収というのは、じゃ、どれぐらいの人たち、65歳以上全部に出されているんですかね、このお元気度は。全部に出されて、それで回収率というのはどれぐらいであったのか。どうですか。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

今、調査とおっしゃったのはお元気度チェックのことですか。

○委員 中村英子君

はい、23年度の。それは対象は65歳以上全部に出したんですかね。回収はどれぐらいあったのか。

○委員長 高阪康彦君

暫時休憩します。

(午前11時04分)

○委員長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

お元気度チェックをごさいますが、65歳以上の方のうちで75歳になられる方は保健センターのほうから毎年別の調査、ご訪問という格好でいきますので、それを除いた方々にお送りしております。

その結果なんですけれども、今、大変申しわけございませんが、詳細な資料を持っておりませんので、何%の方から回収されたかというのはちょっとわかりませんが、調査結果としまして未回収だった方に対して280名ほどさらに追跡調査を行ったということで、その内容

でございますが、訪問だとか電話による調査をしたということでございます。

それから、その結果でございますけれども、元気だった方、それから二次予防事業の必要あるだろうという方、それから介護保険のほうの認定の申請が必要だろうと、いろんな内容が出ておりますけれども、その中で二次予防事業が必要だというふうえに思われた方が50人あったということでございますので、元気度チェックで回収されなかった方の中から、それだけ新たにまた必要な方が把握できたということでございますので、そういったことを続けていきたいということでございます。

○委員 中村英子君

根気の要る手間のかかることだと思うんですね。作業的にも大変だなどいうふうに思うんですけども、そうしますと、細かい数字はいいんですけども、やり方として、65歳から75歳の10年の間の人たち、全員にお元気度チェックを出して、そしてその回答に基づいて、それを活用して必要な人に、回収のなかった人にはもう一回再度問い合わせをしたりして、そして必要な、手話だとかいろいろなことが必要な人があるのかなのかということの把握から始めてやりたいということなんですけれども、非常にこれは手間暇も時間もかかるし、大変な作業だとは思いますが、やっぱりそういう事細かにチェックしながら、その人の健康を維持していくということをやっていないと、なかなか介護保険を使わないようにというような状況にもなってしまうので、もしそれを始められたなら、そのことを大いに活用するようにやっていただきたいと思います。

それから、包括支援センターが全体として認知度が低くて、なかなか一般の人たちに対する利用の仕方だとか、何をしているところかわからないということ、これは協議会でも申し上げたんですけども、それぞれの市町によってその活用の仕方はかなり違っておりますので、もう少しこの包括支援センターのあり方、2カ所できたなら2カ所できたで、委託しているということでマイナス点もあると思うんですけども、もう少しその包括支援センターの見直しとかあり方もしっかりと考えてやっていただきたいなと、そういうふうに思いますので、その点について見直すべき点とか、そういうふうなことについて民生部長、何かお話があったらお伺いしたいんですけど。

○民生部長 齋藤 仁君

包括支援センター、ご承知のように2カ所になったばかりでございます。今までは1カ所でそれなりにやっておったわけですけども、2カ所になって強力な体制になってきたということで、新たな調査も佐藤次長のほうからご報告申し上げました。

こういったようなことを踏まえまして、ますます皆様方にご周知させていただきながら、活動内容、それからもっと気軽に訪ねていただけるようにということも含めて、広報について強化していきたいと思っておりますので、またその節はいろいろお知恵拝借したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第26号「蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 齋藤 仁君

ございません。

○委員長 高阪康彦君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

これは福祉給食センターのことなのであれですが、新たにつくった給食センターでいろいろやってもらっているんですが、そこで保育園の子供たちのものもあそこであわせてやるというような形態で始まっていますが、そこで聞くところによりますと、保育園用は釜の1つを、これは民生部だね、いいか。釜の1つを保育園用としてやっているというふうに聞いているんですけども、それでその釜はそうなんですけれども、野菜の裁断とか、さまざまな作業のところ、園児のほうが細かく従来だったら切って提供しているところが、今は小中学校と一緒にものですから、裁断から、そういうところで野菜の細かさとかというものがちょっと問題があるのではないかという指摘を受けているんですけども、園児の給食が今の給食センターになってからとそれ以前と比べてみると、その辺の難点というのがあるのではないかというふうに思うんですけども、実際に園の担当者としては実情どういうふうに思っているんでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

幼児食が、今、学校給食のほうにいきまして、一緒にやっているものですから、合同でや

り始めたころ、確かに幼稚園児、3歳児幼児と小学校の6年生と中学生、確かに大きさというのは、最初のころは問題があったんですが、保育所の栄養士もこちらにいますので、今は栄養士も保育所の園児のためにということで、細かく食べやすいように今はやっていると聞いております。

以上です。

○委員 中村英子君

そうすると、野菜のカットとかさまざまな具の裁断というのは、一律にやっているのではなくて、二本立てでやっておるのか、手作業でやっておるのかよくわかりませんが、それを私は一律に、カットとか裁断というのはもう一律作業だというふうに思っていたんですけども、じゃ、それは別途別枠、何か、どういう方法でやっているんですか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

まずは一律で切り出しまして、あとは栄養士が目で見えて大きさ、これは大きいということであれば、恐らく調理員もいますので、手で多少カットしているというようなことは、手作業でやっているということは聞いております。

○委員 中村英子君

そうしますと、作業的にはかかるわけですね、実際には。小中学校よりも。それで、保育所のほうが配達時間が早いと思うんですね。小中学校よりも時間的には。時間が30分くらい保育所のほうが配達時間が早いんじゃないですか、園児のほうが。同じ時間に配達していますか。していないと思うんです、保育所のほうが早いと思うので。そういうことで、時間的な余裕というのが、そういうものは問題ないんだろうか、どうだろうかという疑問も1つあるんですけども、その辺についてはどうですか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

給食の搬送になりますと、幼児食と乳児食、保育所給食の配送、2台で回っておりますので、その辺は今のところ、そういった時間的に余裕がないというような話は聞いてはおりません。

○委員 中村英子君

いずれにしても、中学生の食べるものと、園児の食べるものというのはやっぱりおのずと違いがあるものですから、味つけの問題も、最初は問題があったというふうに聞いているんですね、非常に濃い味つけで園児の味つけには向かないと。そういうようなこともあったんですけども、そういうことはやっぱり園児用に改善して、きちんと園児の口に合うものを出していかなければいけないものですから、常に注意が必要じゃないかなというふうに思いますので、その点は常に注意をして、園児に対してふさわしくない給食が提供されないことがないように、現場の人たちは配慮をきちんとしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

給食センターのほうも保育所の栄養士もいますので、栄養士が。

○委員 中村英子君

私がやりますと言ってもらいたい。私がちゃんと監督してやらせませうと。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

栄養士のほうが常に園児のほうを確認しながらやっておりますので。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

○委員 菊地 久君

関連で申しわけないけれども、児童館のことですが、児童館がこちらのほうへ、城4丁目243番地へ行くわけですが、今ある古い宝の児童館、あの運用や活用というのは、23日に内覧会で行くね。児童館を見させていただきますが、保育園をね。向こうのほうは、前に聞いたかもしれませんが、ちょっと印象に残っていませんでしたから再度お伺いしますが、あそこはどういう活用方法をされるんですか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今、学戸地区に高学年対象に学ミンズという自主運営でやっていたところがございます。蟹江児童館、あいたところ、あそこも同じような、まずは学ミンズのほうで打診をしまして、学ミンズとして自主運営で、あちらの施設のほうで何とか高学年の学童保育をお願いできませんかというような打診はしております。ただ、なかなか学ミンズは学戸地区が中心なので、蟹小地区とは接点がない、なかなか難しい部分があるんですが、何とかまたほかにも、学ミンズ以外でも学童保育の高学年の部分、自主運営をお願いをというようなことを今検討中でございます。

以上です。

○委員 菊地 久君

こちらへ一応児童館を持っていく。そうすると、あそこの残った建物というのは4月1日からはどういう名称で残るんですか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今ほど、まず、4月2日から蟹江児童館がこちらへ、今の新しいところへ移るんですが、運用としまして、ただ3月の終わりから春休みに入ります。学童保育も今、3月の終わりは学童保育所も今の蟹江児童館でやっております、なかなか休みというのが学童が多い。その多いまま、2日から場所をかえて学童保育をやるというのはなかなか難しい部分がありますので、最初の春休みが終わるまで、4月中は学童保育だけちょっとあちらのほうで引き続き、学童保育、春休み分だけをやっておいて、4月の1週過ぎた後に学童を持ってくるというような考え方をしております。

名前のほうは、今のところまだ、蟹江児童館はあちらのほうへ変わりますので、今のところまだ名前のほうは検討中ということになっております。

○委員 菊地 久君

さっきの話の繰り返すわけではないですが、あの建物というのは、あそこに名前が書いてある蟹江町の児童館、設置場所第2条、変わるわけ。変わっちゃってこっち来るわけ。そうすると、あそこにある建物は、どういう形になるのかということ。名称は分館なの。そのとおり変わってこっちへきてしまった。家主ないわけ。持ち主は。そうするとあれは、条例上、あの建物はどういうものなんですか。

○民生部長 齋藤 仁君

その施設につきましては、無論管理監督権限は町にございます。ただ、どのように使用していくのかということが今のところまだ模索段階ということでございますので、内容がきちんと決まり次第、また同様に管理設置条例というものを制定するなり、一部改正するなりして設置していくという考えを持っております。

ただ、今言いましたように廃止するわけでも壊すわけでも何もございませんので、建物、学戸児童館はこちらに移転をする、ここはこういうふうになったけれども、ここの管理監督の権限は当然管理者にございますので、それはそのように適正に維持管理をしていくということを考えておるところでございます。ただ、名称が決まっておらない、利用用途も今のところ模索中であるということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員 菊地 久君

そうすると、あそこは住所変更しちゃって空き家でしょう。住所ないんだから、児童館の住所なくなった。

（「住所はあるけど設置が」の声あり）

児童館というのは、この児童館はこちらのほうに宝3丁目から城4丁目が変わったわけ。そうすると、あそこにある残っておるものはどういう名称のものであって、どういけばいいの、我々はあそこに残っているのは、旧というの。条例上、どうするの、管理はだれが、おらなくなっちゃうでしょう、本来なら児童館なくなってこっちへ来たでしょう。児童館はこういうものになるの。何も無い。条例でも。例えばこっちなくなったら、児童館あれせんがや、そうするとあの建物はだれのものなの。だれが管理するの。

○民生部長 齋藤 仁君

ですから、先ほども申し上げましたようにまだ今の段階ではどのように使っていくのかというのは模索中でございます。そういったような関係から、先ほど言いましたように管理監督、設置の権限は蟹江町にございますので、当然所有者も蟹江町でございます。蟹江町のものとしてきちんと管理をしていくんですが、行政財産と普通財産という格好でいろいろ分けられますので、その中で管理監督権限をきちんと分けてやっていく。ですから、町としてき

ちんと維持管理をしていくんですけれども、その先、どのようにするかについて、また新たに目的が決まれば条例等、公の施設ということであれば条例を設置するなり、また現在あるこういった関連の中で一部改正というようなことをして、その目的とか設置場所というものをきちんと決めていくという手続を踏むわけでございます。

ですから、今のところはまだ名称も何も決まっておきませんので、言っていただければ、旧蟹江児童館と言っていただければまだわかりやすいかなと思います。旧新蟹江保育所というようなものもございますので、どこか何かで区別していただければよろしいかと思っております。

以上です。

○委員 菊地 久君

法的な根拠で言わなければいけないもので、条例をきちんと蟹江町はやっていますので、例えば財産、名称変わって児童館ではなくなった。児童館でなくなったということは、あの児童館は、場所は廃止だね。廃止でしょう。あの建物は、ではそうするとどこが管理をし、普通財産なの。どういう財産になるの。そして、国からの、児童館といっても補助金県から出ておるけれども、廃止という通知をするのか、それともあれはどこのものに、なくなっちゃう。あれは児童館で指定して、住所、名前、建物、児童館になっている。児童館がこっちに来ちゃった。家主ない。なくなるでしょう。いいのかということをお聞きしておる。いいわけなの。法的に。条例はあなたなら、さっきから言うように条例を物すごく大事にしてやらないかという精神があるもので、その精神に基づいて、あれはどういう形になってくるのか教えてもらいたい。4月1日から。

○民生部長 齋藤 仁君

4月1日から蟹江児童館の設置場所は、宝3丁目から城4丁目に変わりますので、蟹江児童館というものは城4丁目にでき上がるわけです。旧の宝3丁目にあった建物については、行政財産ではなくて普通財産として町が管理いたしますので、この条例の中で規定するものではない。ただ、所有権等、それらのものについては蟹江町がございまして、そこで適正に管理をし、次に使用目的等が決まってくれば、それなりに先ほど申し上げておりますように条例の一部改正なり、新たな条例を立ち上げるなりをして、きちんと今度は行政財産として条例のもとに管理監督していくという形になります。

ですから、今現在、これから先、4月1日以降については普通財産として町が適正に管理をしていくということになっておりますので、条例としては別に出してもよろしいかと思っております。

以上です。

○委員 菊地 久君

あれは普通財産になりますと。そうすると、何かにこれから使おうとするときには、あそ

この普通財産としての使い方なのか、ほかの今言ったいろいろな意見があつて、例えば普通財産で総務課管理、公民館だと公民館に指定をして、地域の人たちは使えるような条例をつくって出さなければいかんわけ。その間の間は、あそこは幽霊建物として置いておくのか、総務課の管理下における普通財産として置くのか、人の入れないように、財産を守らなきゃいかんから施錠をして管理せにゃいかん。そういうものに4月1日からは、管理は総務課が管理をする、あの建物、火災問題だとか、守っていかなきゃいかんので出入りできるように施錠をしてやらにゃいかん。そういう体制で4月1日からは、あの場所は財産管理は総務課がおやりになる、こういうことなの。きちっと真剣に法律を守れ、条例を守れとおっしゃってくれたから、やっぱりそれはきちっとしなきゃいかんもんね。あんた、おらなんだけど。総務部長、行ってもらって聞いてもいいよ。どうされるのか、財産、いいのと。

○民生部長 齋藤 仁君

先ほど申し上げましたように普通財産として管理していくわけでございます。それが総務課になるのか、現課の子育て推進課になるのかは、また内部の問題ということで検討はさせていただきます。一般的に言って、普通財産としてということで管理をしていきますので、きちんと施錠するなりして、今もしておるわけですが、施錠をしてきちんと管理をしていく。それに対して、それがいいのかどうかということは、別段これは問題ございませんので、町の財産がなくなったわけではございません。財産台帳ですとか、そういうものまできちんと適正に管理しておりますので、そういったものに基づきながら普通財産の管理をしていくというところでございます。

目的等、そういうようなものが今後の検討等で決まりましたら、それなりの条例なり、そうでないものであれば、必要があるところについてはきちんと条例を制定し、もしくは一部改正をしようというようなことで、今後また、そういうふうになれば行政財産という形でまた管理をしていくという形になります。よろしく申し上げます。

○委員 菊地 久君

財産管理というのは、そうすると閉鎖、財産を、さっきあなたのおっしゃったあそこを民生部として使いたい、使うとしたら、学童保育で使用したいという意見、総務からいうと、あそこは地域公民館がないから公民館として使いたいという意見も出るでしょう。施設の問題について、だれがあの施設をこれから運用管理をするのかと、そういう方針は今のところ閉鎖だけはするけれども、それ以降の話し合いというのは庁内ではやっていないということだね。引っ越していくでしょう。引っ越していった後、4月1日からの所管は、普通財産として総務課がやるの。民生がやるの。そのことは何で、一言も出てこんのだ。どっかでしゃべったか。どこでしゃべった。聞いておらんよ。

○民生部長 齋藤 仁君

先ほどもお話しさせていただいたと私は思っておりますけれども、足らなければ申しわけ

ございませんでした。今現在は民生部子育て推進のほうで普通財産として管理監督するように考えてはおります。ただ、その目的で今、菊地委員が言われたように総務の所管の建物にするということであれば、総務のほうに変わるでしょうし、そのまま引き続き民生関係で使うということであれば、子育て推進、もしくはまたほかの部署が管理をしていくというふうに考えています。今現在は民生部子育て推進のところで管理をしているというふうにご覧いただいております。それでよろしくお願いたします。

○委員 菊地 久君

そうすると、引っ越した後は、あの建物は民生部が管理するもので、電気だとか光熱費、それから施錠せにゃあかん。人が配置しておるのかどうなのか。何に使いたいのか。そういうことは、今はまだ考えておることであって、実際はないから、実体があるの。4月1日からはどんなふうにあの建物の中がなっておるのかというのを想像しておるわけ。どうなっておるの。どうしたいの。

○民生部長 齋藤 仁君

4月1日に中ががらがらになっておるというわけではございませんので、引っ越しの最中であつたり、またあちらに置いておくものの中にはあるかもしれませんし、それからまた、いろんなものを片づけた後でいろいろな建物の破損とか、そういうふうなものがあるやもしれません。そういうようなところをよく精査しながら、今後どのようにしていくのかも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員 菊地 久君

きちんと条例でやってみえるからいいけれども、1日からはみんな出ていくでしょう。そうするとあの建物はある。建物で、発生する予算、経費、どこで予算が組まれてあつて、どこで人件費を発生させたりするのかと。だから、あれは民生部、普通財産として予算上、どこに上がっておるの。予算のときもう一回聞いてもいいけれども、きょうはこの辺にしておくかな。

○民生部長 齋藤 仁君

お答えしなくてもよろしいですか。

今言いましたように、とりあえず暫定的かもしれませんけれども、民生部の子育て推進課が普通財産として管理していくところでございます。その中の児童館費、児童福祉費の中で、そちらのほうで適切に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただけますようお願いいたします。

○議長 黒川勝好君

もう一つ、福祉給食センター、私は地元ですので、変わるということで、今度は城のほうへ行くわけですが、これまでの施設はどういうふうにこれから活用されるおつもりか。もう

壊しちゃうんですか、結構古いですけども。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

現在、あそこの中にはひまわり園、母子通園施設がありますので、今のところは母子通園施設で事務所のほうも活用していくということで考えております。

○議長 黒川勝好君

事務所として使っているわけですか。給湯設備があるね、いろんなつくるあれも残っておるんだけど、ひまわり園はどう使っているのかね。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

給食部門、厨房機器が入っていた部分については、ひまわり園で使用できませんので使わないと。事務所部分については、ひまわり園に事務所がなかったものですから、あそこで使っていて、あと部屋のほうは今までどおり使用していこうと。

○議長 黒川勝好君

お茶ぐらいは使う。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

それぐらいはやると思います。

○委員長 高阪康彦君

他に質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号「蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託されました案件はすべて終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前11時36分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 高 阪 康 彦